雲南広域連合認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

実施要綱 (抜粋書類)

(目的)

この要綱は、認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)において、要介護及び要支援2の認定を受けた雲南広域連合の被保険者(以下「被保険者」という。)を受け入れ、家賃及び光熱水費(以下「家賃等」という。)の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行うことにより、低所得者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(負担軽減該当者)

軽減の対象者は、被保険者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。ただし、短期利用共同生活介護の利用 者は除くものとする。

- (1)世帯全員が申請をした日(以下「申請日」という。)の属する年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度。以下「申請日の属する年度」という。)において住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者又は、生活保護受給者
- (2)世帯全員が申請日の属する年度において住民税非課税で、本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の者
- (3)世帯全員が申請日の属する年度において住民税非課税で、本人の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円を超える者

(助成金額)

事業者への助成金額は、次の各号に定める額を上限に事業者が認定利用者に対し軽減した額とする。

- (1) 月の全部を対象とした利用者負担額を軽減された者については、次の当該各号に定める額
- ア 認定区分が第5条第1号である者 1月あたり12,000円
- イ 認定区分が第5条第2号である者 1月あたり10,000円
- ウ 認定区分が第5条第3号である者 1月あたり8,000円
- (2) 月の一部を対象とした利用者負担額を軽減された者については、次の当該各号に定める額
- ア 認定区分が第5条第1号である者 1日あたり400円
- イ 認定区分が第5条第2号である者 1日あたり330円
- ウ 認定区分が第5条第3号である者 1日あたり270円

(利用者負担額の軽減対象者の認定)

第7条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等利用者負担軽減認定申請書(様式第3号の1)により広域連合長に申請しなければならない。ただし、申請者は被保険者又は被保険者と同一世帯の者(以下「軽減対象申請者」という。)とする。